

令和7年監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和7年度定期監査（地域創造部）の結果について、同条第9項の規定により公表する。

令和7年12月19日

大野城市監査委員 中村明彦
大野城市監査委員 松田美由紀

1 監査の概要

(1) 監査の対象

地域創造部（コミュニティ文化課、地域行政センター統括課、心のふるさと館）

(2) 監査の範囲

令和7年度（令和7年9月末現在）における事務の執行及び事業の管理

(3) 監査の期間

令和7年10月9日（木）～ 令和7年12月19日（金）

11月13日（木）コミュニティ文化課、地域行政センター統括課

11月14日（金）心のふるさと館、備品等検査、現地調査

12月19日（金）講評

(4) 監査の方法

今回の監査に当たっては、あらかじめ地域創造部に予算執行状況などの資料の提出を求め、計数の照合確認を行い、令和7年9月末時点における令和7年度の予算執行状況及び事業の成果について、共通調査事項と個別調査事項に分けて、関係書類の確認や意見聴取などを実施した。備品等検査では、備品管理状況の確認、郵便切手等の金券類の取扱状況の確認及び任意団体の事務局が置かれている課においては、当該団体の通帳の管理方法を確認した。

〔提出資料〕

- (1) 事務分掌表
- (2) 主要な事務事業
- (3) 歳入予算執行状況調べ
- (4) 歳出予算執行状況調べ
- (5) 食糧費に関する調べ
- (6) 予備費支出及び流用額明細表
- (7) 公有財産調べ（土地・建物）
- (8) 公有財産購入一覧表
- (9) 備品購入一覧表
- (10) 負担金、補助金、交付金に関する調べ
- (11) 工事台帳
- (12) 委託料調べ
- (13) 使用料及び賃貸借契約調べ

- (14) 有償借地契約調書
- (15) 債務負担行為に関する調べ
- (16) 旅行命令簿及び復命書調べ
- (17) 備品台帳

2 監査の結果

地域創造部における事務の執行及び事業の管理は、おおむね適正に執行されていると認められた。

3 報告事項

今回の監査では、令和7年3月31日現在における予算の執行状況、事業の成果及び実績について、共通調査事項と個別調査事項に分けて次のとおり実施した。

〔共通調査事項〕

共通調査事項及び結果については、次のとおりである。

- (1) 令和7年度事務分掌について
- (2) 主要な事務事業（令和7年度）の進捗状況について
- (3) 令和7年度歳入・歳出予算の執行状況について
- (4) 備品等検査

各課の事務事業の進捗状況については、おおむね堅実な運営がなされており、財務事務の処理においても、おおむね適正であると認められた。

また、備品の管理、郵便切手等の金券類の取扱い及び任意団体の事務局が置かれている課における当該団体の通帳の管理方法についても、事務処理、管理状態ともにおおむね適正であると認められた。

〔個別調査事項〕

個別調査事項及び結果については、次のとおりである。

【コミュニティ文化課】

〈歳出について〉

- (1) 地域活動統合補助金交付事業
 - ・ 令和7年度地域活動統合補助金(区)
- (2) 電子図書館サービス事業
 - ・ 25 電子書籍閲覧ライセンス購入

(3) 芸術文化振興プラン推進事業

- ・芸術文化情報発信サイト更新情報発信用タブレット

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、おおむね適正であると認められた。

【地域行政センター統括課】

〈歳出について〉

(1) 市民公益活動促進プラットフォーム運営事業

- ・コミュニティセンター指定管理者交付金（第1期）

(2) 地域活動統合補助金交付事業

- ・(中央地区)(東地区)地域活動統合補助金

〈現地調査について〉

(1) 北コミュニティセンター空調設備等更新工事

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、おおむね適正であると認められた。

【心のふるさと館】

〈歳出について〉

(1) 心のふるさと館ふるさと意識醸成事業

- ・下大利小学校他バス運行業務
- ・令和7年度ここふるショップ実行委員会運営事業補助金

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、おおむね適正であると認められた。

〔監査結果の総括〕

今回の監査結果について、後日、措置状況の報告を求める重大な指摘事項はないが、一部の課において契約事務に係る注意、改善を要する事項が見受けられた。

地方公共団体は、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に基づき、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、組織及び運営の合理化に努めなければならない。今後も契約の公正性、経済性及び有効な履行の確保が担保された適正な事務の執行に留意されたい。

また、監査の過程において行った事務上の指導や、改善を求めた事項については、今後、適正な事務処理が行われるよう対応を図られたい。

4 むすび

「ふるさと大野城」は、このまちに関わる全ての人に支えられ、コミュニティ都市として発展し、紡がれてきた歴史がある。時代の変化とともに、様々な課題が顕在化しているが、課題を一つ一つ解決しながら、次代にふさわしいコミュニティ都市の在り方を希求し、今後も各施策の推進に取り組まれることを期待する。